



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

平成22年度厚生労働白書より

第4節 少子社会への対応

～子育て支援施策を中心に～  
少子社会の現状より

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17年）には1.26と過去最低を更新するとともに、人口も2004（平成16）年をピークとして減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなった。2006（平成18）年～2008（平成20）年の合計特殊出生率は、前年を上回っていたが、2009（平成21）年は前年と同様1.37と横ばいとなっているなど、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2006年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によると、現在の傾向が続けば、50年後（2055（平成67）年）には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されている。これによる人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている「騎馬戦型」の構造になっているものが、少子高齢化が一層進行する2055年には1人の高齢者を約1人で支える「肩車型」の構造になるものと想定されている。

さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2030年（平成42）年には生涯未婚率が男性で約30%、女性では約23%になるものと見込まれている他、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年にはすでに前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある。また、子どもがいる世帯のうち3世帯に1世帯がひとり親世帯になるものと見込まれている状況がある。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどを踏まえ、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境整備等を行うことが重要となる。

少子化の問題点として挙げられるのは、労働力の縮小・市場の縮小による経済への影響及び、少子化=高齢化であり、年金・医療・介護などの社会保障費が増加することによる増税等でしょうか。

少子化対策はとても根深い問題だと思います。社会全体が変わらなければなりません、この白書の数値からは明るい希望が見えてきません。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

## Question

23年度改正では、雇用者の数の増加に応じて税額控除が受けられる「雇用促進税制」が創設されましたがどのような制度が教えてください。

## Answer

青色申告法人(個人も適用可)が、雇用者数を前事業年度末と比較して5人以上かつ10%以上増加させる等の要件を満たした場合には、法人税額の10%を限度として、増加人数×20万円の税額控除が受けられます。



## 解説

### <制度の概要>

雇用促進税制は、雇用の維持・促進を図る目的として創設され、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの開始事業年度で適用されます。

税額控除額は、法人税額の10%を限度として「増加した雇用者数×20万円」で計算されます。中小企業者等については、限度額は20%と緩和されています。

ここでいう雇用者とは、雇用保険の一般被保険者を指します。(以下同じ)

### <要件>

本制度を適用するには、次の全ての要件を満たす必要があります。

青色申告書を提出する事業主であること

前事業年度と当事業年度で、事業主都合による離職者がいないこと

前事業年度末の雇用者数よりも5人以上増加していること(中小企業者等については、2人以上)

当事業年度末の雇用者数が前事業年度末に比べて10%以上増加していること

当事業年度の給与等支給額が前事業年度よりも一定割合増加していること

風俗営業等を行っていないこと

設立1年目、解散・清算事業年度でないこと

### <手続き>

本制度を適用するには、次のような手続きが必要です。

事業年度開始後2ヶ月以内に、支店・支社の状況も含めて雇用者の目標増加数を示した雇用促進計画を作成してハローワークに提出する

事業年度終了後2ヶ月以内に、当年度の雇用者増加数などの要件の達成状況を追記した の計画書を再度ハローワークへ提出して確認を受ける

達成状況の確認を受けて交付される雇用促進計画等の書類を、確定申告書に添付する

経過的な取扱いとして、平成23年4月1日から8月31日までの開始事業年度については、 の提出を平成23年10月31日まで受け付けるとしています。

本制度は、事前の提出が必要な上に、 の達成状況の確認には2週間～1ヶ月程度の期間を要するため、適用を検討する法人は早目の対応が必要となります。

## 根拠条文・参考文献等

措法42の12

週間税務通信( 3175・P4)

厚生労働省HP

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp